

議案第43号

伊賀市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について

伊賀市空家等の適正管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市空家等の適正管理に関する条例（平成28年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条中第6項を第7項とし、第5項を次のように改める。

5 委員の再任は、妨げない。

第14条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「協議会の」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(専門委員会)

第15条 協議会は、必要に応じ、専門の事項を調査し協議するための専門委員会を置くことができる。

(特定空家等対策専門委員会)

第16条 協議会は、前条の規定に基づき伊賀市特定空家等対策専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、法第13条及び第22条の規定の実施に関し公平性を確保するため、専門的な見地に基づき審査を行い、その結果に基づく意見を協議会に提出する。

- 3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員会の委員は、法務、建築等に関する知識経験を有する者その他市長が必要と認めるもののうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員会の委員が協議会の委員を兼ねるときは、協議会の委員の任期と同じ期間とする。
- 6 補欠の委員会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員会の委員の再任は、妨げない。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。